

はぴらいふ

JULY
2015

秋田

NO.160



提供：秋田県山親会

★CONTENTS

- 平成 26 年度共済組合・互助会決算の概要 2
- 平成 27 年度共済組合・互助会役員の紹介 3
- 給料等に対する掛金率について 3
- 公益事業に助成しています 4
- 互助会宿泊利用補助券について 4
- 平成 27 年 10 月から被用者年金制度が一元化されます 5
- 平成 27 年 10 月から掛金の算定方法が変更になります 6
- 標準報酬制へのギモンあれこれ 7
- 標準報酬制への移行に伴い、給付金の算定方法が変更されます 8
- 施設利用補助について 9
- 教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内 9
- 「データヘルス」という新たな保健事業がスタートします 10
- 生活相談事業について 10

～ご家庭でもご覧ください～

平成26年度 共済組合・互助会決算の概要

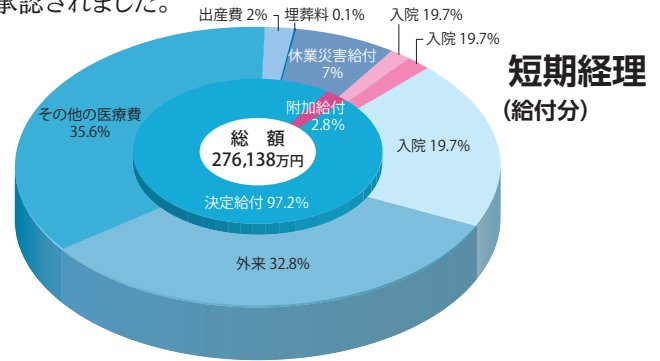
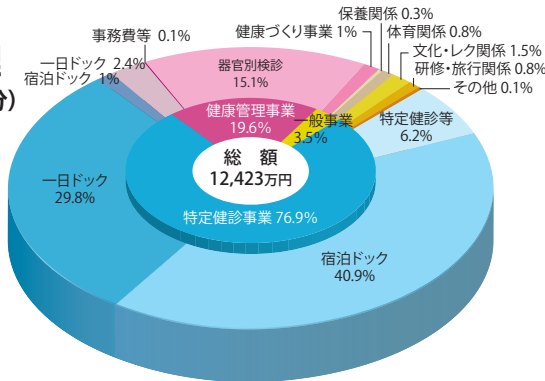
平成26年度の決算について、公立学校共済組合秋田支部運営審議会(5月20日開催)、秋田県教育関係職員互助会理事会(6月5日開催)及び評議員会(6月24日開催)において、それぞれ承認されました。

共済組合

平成27年3月31日の組合員数

一般組合員 9,565人
任意継続組合員 208人
被扶養者 9,549人
(組合員一人あたり被扶養者数 0.98人)

保健経理 (厚生事業費分)



人間ドック受診者数

受診種別	人数
宿泊ドック	1,509
一日ドック	1,737
婦人科検診	1,961
脳ドック	201
合計	5,408

貸付経理

貸付事業	件数	金額(万円)
貸付事業	147件	29,183

互助会

平成27年3月31日の会員数

現職会員 9,605人
特別会員 8,949人

○事業費支出の内訳 実施事業等会計

(公益目的支出計画に基づく図書寄贈等の公益事業を行う会計) (万円)

事業種別	金額(万円)
公益事業費	1,651
その他事業費	240
合計	1,891

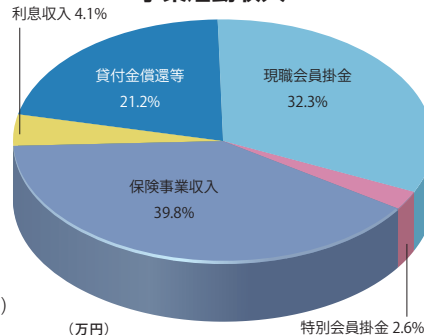
収入合計 237,806万円

事業活動収入 215,674万円
預託金収入 22,132万円

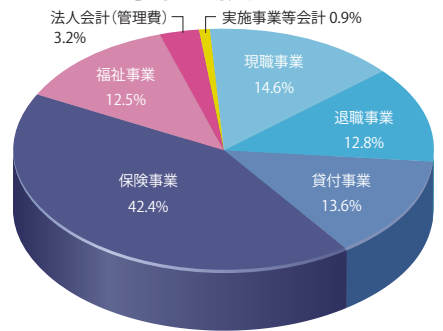
支出合計 249,313万円

事業活動支出 197,672万円
預託金支出 51,641万円

事業活動収入



事業活動支出



その他会計 現職事業

(現職会員の医療補助金、人間ドック補助金等の事業を行う会計)

事業種別	件数	金額(万円)
医療補助金	22,121	8,634
家族医療補助金	9,131	3,744
死亡弔慰金	4	202
家族死亡弔慰金	33	264
出産見舞金	73	219
配偶者出産見舞金	100	256
療養補助金	29	55
入院補助金	656	564
家族入院補助金	917	503
人間ドック補助金	3,611	4,513
介護休暇補助金	23	200
遺児激励金	2	50
障がい児見舞金	43	215
結婚祝金	76	380
入学・卒業祝金	1,508	1,508
リフレッシュ助成金	822	3,799
宿泊利用補助金	7,211	1,442
文化・体育施設利用補助金	4,920	128
施設利用補助金	23	2
教育文化活動事業費	1,157	154
ニューライフプラン費		45
メンバーズカード事業費		25
その他事業費		1,901
合計		28,803

担当 調整・企画班、互助会管理・業務班

その他会計 退職事業

(特別会員の医療補助金や人間ドック補助金等を行う会計)

事業種別	件数	金額(万円)
医療補助金	15,008	12,358
人間ドック補助金	1,138	1,408
埋葬料・香華料	216	646
長寿祝金	191	191
施設利用補助金	817	243
退職時給付金	353	7,020
その他事業費支出		3,401
合計		25,267

その他会計 貸付事業

(現職会員への貸付を行う会計)

事業種別	件数	金額(万円)
貸付事業	214	25,980
その他事業費支出		899
合計		26,879

その他会計 保険事業

(団体生命保険を取り扱う会計)

事業種別	件数	金額(万円)
保険事業	66,863	83,109
その他事業費支出		707
合計		83,816

その他会計 福祉事業

(福祉積立金事業等を行う会計)

事業種別	件数	金額(万円)
加入者弔慰金	4	965
配偶者弔慰金	8	383
預り積立金利息	353	1,853
教員免許状更新講習受講補助金	548	548
退職者昼食会費	258	81
預り積立金支出	353	19,465
その他事業費支出		1,430
合計		24,725

平成27年度共済組合・互助会役員の紹介

公立学校共済組合秋田支部

◆ 運営審議会委員

今井 一	県教育庁教育次長	佐藤 雅彦	県教育庁総務課長
中島 眞里子	太平小学校長	嶋崎 公人	下浜中学校長
佐々木 晃久	秋田北高等学校長	山縣 稔子	県教職員組合執行委員長
進藤 一佳	県教職員組合執行副委員長	今野 悦子	県教職員組合女性部長
今野 剛	県高等学校教職員組合執行副委員長	菅 徹	県高等学校教職員組合書記長

◆ 監査員

相馬 真一	県教育庁総務課主幹	太田 司	県教育庁教職員給与課主幹
久保 直行	秋田北高等学校事務長		

秋田県教育関係職員互助会

◆ 評議員

今井 一	県教育庁教育次長	谷口 敏広	横手清陵学院高等学校長
進藤 忠雄	秋田きらり支援学校長	刈田 茂	桜中学校長
蓬田 透	八橋小学校長	伊藤 敏郎	秋田明德館高等学校副校長
保坂 豊	田代中学校統括事務長	佐藤 和昭	県立大学シニアスタッフ
大塚 久司	由利工業高等学校教諭		

◆ 理事

米田 進	県教育庁教育長	有坂 俊吉	男鹿工業高等学校長
大塚 久隆	河辺中学校長	村上 政基	県高等学校教職員組合執行委員長
相原 和義	県教育庁福利課長		

◆ 監事

安士 知孝	飯島南小学校長	天ヶ谷 純一	六郷高等学校教諭
高井 宏司	公認会計士		

給料等に対する掛金率について(共済組合)

平成27年4月から給料等に対する介護掛金率について、1000分の0.04引き上げられています。また、長期掛金率については予定どおり、平成27年9月に1000分の2.2125(期末手当等に対して1000分の1.77)引き上げられます。なお、平成27年10月からは、標準報酬制の導入により掛金率が変わります。

給料等に対する掛金率

(千分率)

		26年度		27年度	
		～8月	9月～	～8月	9月
短期	給料	50.750			
	期末手当等	40.60			
福祉	給料	1.65			
	期末手当等	1.32			
介護	給料	6.08		6.12	
	期末手当等	4.86		4.89	
長期	給料	103.5625	105.7750		107.9875
	期末手当等	82.85	84.62		86.39

公益事業に助成しています

秋田県教育関係職員互助会では、児童又は青少年の健全な育成及び教育・スポーツ等を通じて県民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする事業への支援を行っています。

平成 27 年度は次のとおりです。

- ① 県内教育関係機関等への図書等寄贈 県立図書館等県内 5 か所
② 県内小・中学校への図書等寄贈
今年度は 125 校が対象となり、該当校には既にお知らせしています。
小学校（秋田市、湯沢市、東成瀬村）
中学校（鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、潟上市、大潟村、にかほ市、大仙市、仙北市、美郷町、湯沢市、羽後町、東成瀬村）
- 2 県内特別支援学校人材活用支援事業 分校・分教室を含む 15 校
- 3 県内 NPO 法人等への教育活動に対する助成
助成決定 2 団体 ・アートリンクうちのあかり（秋田市）
・のしろ日本語学習会（能代市）



互助会宿泊利用補助券について

年度内補助対象者 1 名につき 3 泊、1 泊につき 3,000 円補助します。

★注意事項★

- ① 利用できる範囲：本人、配偶者および被扶養者
（ただし宿泊当日において満 5 歳未満の幼児は使用できません。）
- ② 本人利用の場合は、「利用者」欄にも続柄を「本人」と記載してください。
- ③ 宿泊施設には、事前に宿泊利用補助券を使用したい旨を伝えて予約してください。
旅行会社の企画商品等との併用はできませんので、事前に使用できるか確認の上ご利用ください。
- ④ 2 泊 3 日の場合など、同施設に連泊の場合は「2 泊」となります。

重要

宿泊限度数を超えたり、利用できない被扶養者がいた場合、利用者本人が返金の手続きをする等負担が発生しますので、補助券を利用する際は、上記注意事項をご確認ください。

News

さあ 夏休み！

東京ディズニーリゾート

Walt Disney's
Magic Kingdom Club
©Disney



メンバーシップカード

教職員の福利厚生の一環として行っているマジックキングダムクラブのメンバーになると、テーマパークやホテル等を特別料金で利用できます。入会金や年会費は一切ありません。加入希望の場合は互助会管理・業務班までご連絡ください。



担当：互助会 管理・業務班 018-860-5224

平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます

平成27年10月1日から被用者年金制度が一元化されます。これにより、公務員も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されます。制度的な差異は基本的に厚生年金に合わせ解消されます。なお、効率的な事務処理を行うため、一元化後も組合員の皆さまの年金記録の管理や、年金の支給は当共済組合が行います。

1. 公的年金制度の体系(現行制度と一元化後の制度)

		平成27年9月までに受給権が発生する年金		一元化	平成27年10月以降に受給権が発生する年金 <small>(平成27年9月までの組合員期間) (平成27年10月以降の組合員期間)</small>	
3階		厚生年金基金など	職域部分		職域部分(経過措置)	年金払い退職給付
2階	国民年金基金(任意加入)	厚生年金	共済年金	→	厚生年金	
1階	国民年金(基礎年金)					
	自営業者など	会社員	国家公務員・地方公務員・私立学校の教職員など			

3
をチェック!

2. 年金制度の主な変更内容

変更項目		現行制度(平成27年9月まで)	一元化後の制度(平成27年10月から)
制度加入への年齢制限		年齢制限なし	70歳になるまで
在職中の年金支給	老齢給付	(給料+年金)が次の金額を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 共済組合に加入した場合28万円 厚生年金保険等に加入した場合47万円	65歳未満 28万円 65歳以上 47万円
	障害給付	在職中の支給停止あり	在職中の支給停止なし
障害給付の支給要件		保険料納付要件なし	保険料納付要件あり(初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上必要)
未支給年金の給付範囲		遺族(生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)又は、遺族がないときは相続人	生計を同じくしていた三親等内の親族
遺族共済年金の転給		先順位者が失権した場合、次順位者に支給(転給制度)	先順位者が失権しても、次順位者に支給されない(転給制度廃止)

3. 「年金払い退職給付」制度の創設

共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年10月から新たな年金制度として「年金払い退職給付」が設けられます。

年金払い退職給付の概要

- ・給付の半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給開始(60歳から繰上げ可能))
- ・有期年金は、10年支給又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)
- ・本人死亡の場合は、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。終身年金部分は終了。
- ・給付の原資は積立方式。
- ・公務による傷病により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給。
- ・現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- ・平成27年10月からの組合員期間について適用。

〈経過措置〉

平成27年10月以降に受給権が発生する方で、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

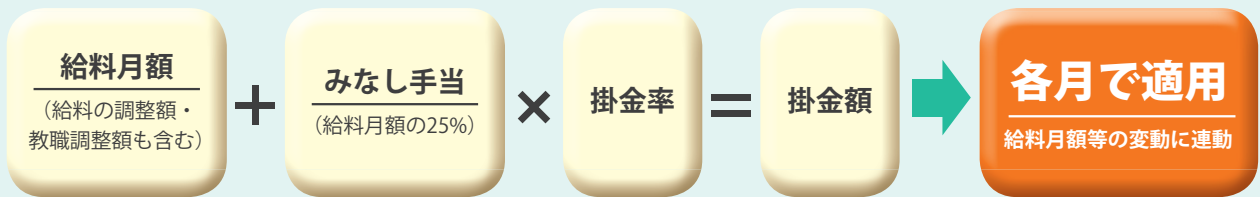
平成27年10月から共済組合掛金の算定方法が変更になります

被用者年金制度の一元化に伴い、給料から徴収される掛金（保険料）の算定方法が給料を基準に算定する「手当率制」から、民間企業や国家公務員と同じ「標準報酬制」に変わります。

現在の計算方法(平成27年9月まで)

手当率制

各月の給料月額に一定の手当率を乗じた額を適用しています。
(一律に基本給の25%を手当額とみなして計算)



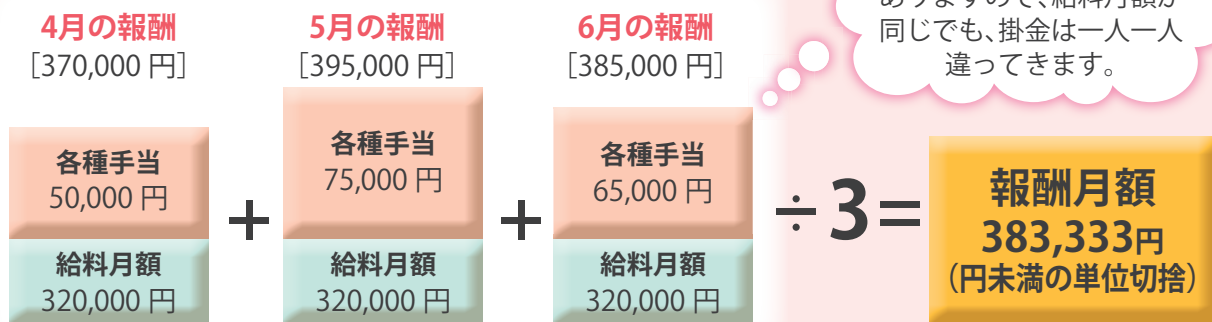
「手当率制」では、掛金は「基本給」＋「みなし手当（諸手当に相当する額）」を合算した額に掛金率を乗じて計算します。実際に支給された手当額が多い人も少ない人も、一律に基本給の25%を手当額とみなして計算するよう法令で定められています。

平成27年10月以降

標準報酬制

毎年、4月から6月までの給料月額と各種手当の支給額を合算し、月平均を求め、等級表に当てはめて「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年8月までの1年間適用します。

〈イメージ〉



手当には、様々な種類がありますので、給料月額が同じでも、掛金は一人一人違ってきます。

等級表にあてはめる

標準報酬月額 第22級 380,000円

(9月から翌年8月まで適用：
基本的に1年間固定)

掛金額 = 380,000円 × 掛金率

《等級表〔一部抜粋〕》

報酬月額		標準報酬月額	
350,000円以上	370,000円未満	第21級	360,000円
370,000円以上	395,000円未満	第22級	380,000円
395,000円以上	425,000円未満	第23級	410,000円

標準報酬制へのギモンあれこれ

Q1 平成27年10月の制度開始時の標準報酬月額はどう決定されるの？

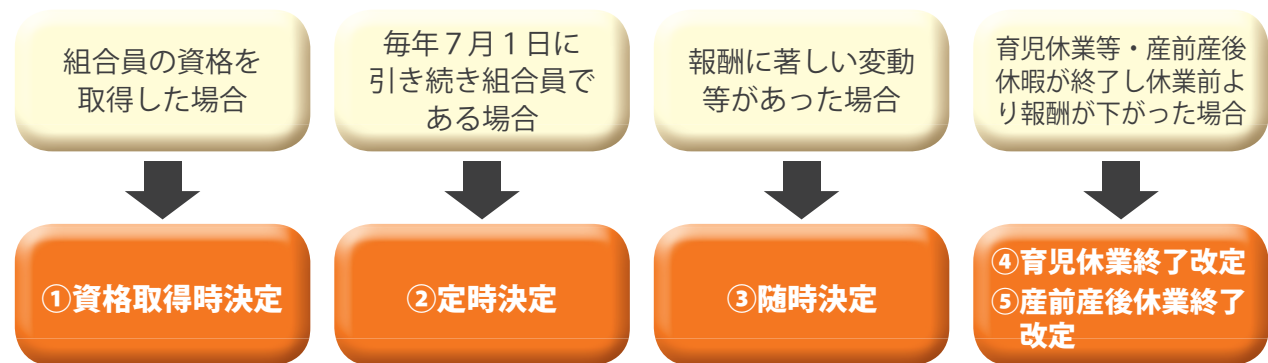
A1 平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額は、平成27年6月の報酬を基に決定します。

※ただし、6月に休職や育児休業等で給料の全部又は一部が支給されない場合は、休職等の事由が発生する直前の報酬に基づいて算定します。

Q2 標準報酬月額は年1回の決定のみで、その後の変更はないの？

A2 標準報酬月額は、次の5つのタイミングで決定・改定を行います。

■なお、標準報酬月額の決定・改定があるたびに、組合員へ通知します。



Q3 標準報酬制移行により、掛金率（保険料率）はどうなるの？

A3 標準報酬制導入後の予定されている掛金率（保険料率）は次のとおりです。

種別	導入前（～H27.9）		導入後（H27.10～）	
	給料	期末手当等	標準報酬月額	標準期末手当等
短期	52.4/1000	41.92/1000	44.51/1000	
短期給付	(50.75/1000)	(40.6/1000)	(43.1/1000)	
福祉事業	(1.65/1000)	(1.32/1000)	(1.41/1000)	
介護（40歳以上）	6.12/1000	4.89/1000	5.21/1000	
長期	105.775/1000	84.62/1000	93.89/1000	
厚生年金（1・2階部分）	—	—	(86.39/1000)	
年金払い退職給付	—	—	(7.5/1000）（上限）	

※厚生年金掛金率（保険料率）は、段階的に引き上げられ、平成30年9月に民間に勤務する方と同じになります。

Q4 標準報酬制移行に伴い、短期給付金の影響はどうなるの？

A4 育児休業手当金等の休業給付の給付額に影響があります。

※現在の休業給付の給付額は、「手当率制」により計算しています。標準報酬制移行後は給付額の算定基礎額が「標準報酬月額」に変わります。なお、標準報酬は短期給付金のほかに厚生年金保険給付、退職等年金給付の算定の基礎となります。（短期給付の改正点は、次のとおりです。）

標準報酬制への移行に伴い、 給付金の算定方法が変更されます

◆ 休業給付

給付名	現行（平成 27 年 9 月まで）	一元化後（平成 27 年 10 月から）
傷病手当金	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25	1日につき 標準報酬の日額 × 2/3
出産手当金	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25	1日につき 標準報酬の日額 × 2/3
休業手当金	1日につき 給料日額 × 60/100	1日につき 標準報酬の日額 × 50/100
育児休業手当金	1日につき 給料日額 × 50/100 × 1.25	1日につき 標準報酬の日額 × 50/100
介護休業手当金	1日につき 給料日額 × 40/100 × 1.25	1日につき 標準報酬の日額 × 40/100

※給料日額＝給料の1/22の額 ※標準報酬の日額＝標準報酬の月額1/22の額
 ※育児休業手当金は、育児休業開始から180日までの給付率は67/100です。

◆ 災害給付

給付名	現行（平成 27 年 9 月まで）	一元化後（平成 27 年 10 月から）
弔慰金及び 家族弔慰金	弔慰金：給料の1月分 × 1.25 家族弔慰金：給料の1月分 × 1.25 × 70/100	弔慰金：標準報酬の月額 家族弔慰金：標準報酬の月額 × 70/100
災害見舞金	損害の程度に応じ定められた 月数 × 給料 × 1.25	損害の程度に応じ定められた 月数 × 標準報酬の月額

◆ 附加給付

給付名	現行（平成 27 年 9 月まで）	一元化後（平成 27 年 10 月から）
一部負担金払戻金 家族療養費附加金	上位所得者に該当する方： 給料月額が 424,000 円以上	上位所得者に該当する方： 標準報酬月額が 530,000 円以上

※一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の自己負担限度額については、平成 27 年 4 月の診療分から上位所得者区分が設けられています。上位所得者に該当した場合の自己負担限度額は 50,000 円になります。

なお、上位所得者に該当しない方（一般所得者）についての自己負担限度額は 25,000 円です。



平成27年度 施設利用補助について

教職員の福利厚生事業の一環として、平成27年度は次の施設で利用補助事業を実施しています。

文化施設	・秋田ふるさと村	・県立近代美術館	・県立美術館
スポーツ施設	・県立プール ・田沢湖スポーツセンター	・県立スケート場 ・サン・スポーツランド千畑	・スポーツ科学センター ・ユメリア

*1人1回について1,000円を限度に補助(1日につき1施設利用券1枚まで)

*文化施設における有料の特別展は施設が主催する特別展に限り対象となります。

*利用券の様式はホームページに掲載しています。印刷をしてご利用ください。

～教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内～

ココロが
疲れたら

ストレス相談

ご利用
ください

仕事・人間関係・家庭の悩み・身体の不調など…



フリーダイヤル
窓口開設時間

0120-1556-18
月・火・金曜日 9:30～12:30

☆窓口担当者が対応します。臨床心理士や精神科医師との面談を希望する場合はその旨をお伝えください。

☆プライバシーは堅く保護されます。(相談者・窓口担当者・相談員の3者だけの関わりです。)

☆相談は無料です。(ただし治療行為が必要となった場合は、医療保険の適用となります。)

【相談場所】 秋田大学教育文化学部内の相談室 さとう心療内科(大館市) 湊クリニック(横手市)
稲庭クリニック(秋田市) 長信田の森心療クリニック(三種町)

★その他の相談窓口は・・・

○面談によるメンタルヘルス相談 フリーダイヤル 0120-783-269

(教職員のためのメンタルヘルス相談事業です。臨床心理士や心理学専門の先生が相談者に合った
カウンセリングを行います。)

【受付時間】 平日9:00～21:00(日・祝日・12/31～1/3を除く) 土曜9:00～16:00

【相談時間】 1回50分程度(5回まで無料)

【面談場所】 秋田市・由利本荘市・横手市

○心の健康相談 フリーダイヤル 0120-81-4898(完全予約制です)

(「心の悩み」を解決するため、公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、健康相談を実施します。)

【相談日時】 第1・3木曜日 第1・2・4土曜日(13:00～17:00)

【相談員】 精神科医師・臨床心理士

【相談料】 無料 *相談のため来院された場合は、交通費相当額が支給されます。

○教職員健康相談 フリーダイヤル 0120-24-8349

(全国の教職員のために、心とからだのさまざまな相談に公立学校共済組合の専門医と保健師が相談に応じます。
被扶養者の方も相談できます。)

【受付時間】 24時間 年中無休 *相談者のプライバシーには、十分考慮しております。

【相談員】 精神科医師・臨床心理士

担当: 調整・企画班 018-860-5221

保健師からのお知らせ No.9

平成
27年度
から

『データヘルス』という新たな保健事業がスタートします。

- 『データヘルス』とは、国の再興戦略に掲げられた『健康寿命の延伸(健康である期間の延長)』を目指す施策です。
この背景には、高齢化の進展に伴い増大する高齢者医療や、介護の問題、生活習慣病の増加に伴う医療費の増加が挙げられます。
- 『データヘルス』では、加入医療保険者(公立学校共済組合等)が蓄積しているレセプト(診療情報明細書:医療費)情報と、特定健康診査・特定保健指導のデータ分析に基づき、より効果的な保健事業を実施するものです。
- レセプト情報や特定健診・特定保健指導のデータは電子化・標準化により、当支部だけでなく、全国の各支部との比較、そして、秋田県との比較等、相対的比較が出来るようになります。
また、特定健診未受診者並びに特定保健指導未利用者と医療費の比較等、多くの情報が分かるようになります。

健診数値の多くは、働き盛り世代に悪化するとされています。

75歳以上に現れる脳梗塞や認知症は、壮年層の健康状態や生活習慣ということですから、現役世代の今が健康管理の重要な時期です。

健康づくりは、個人の責任、健康管理は個人の問題、検査数値が悪いのは本人の努力不足と一面的に捉えるのではなく、組織的なサポート体制が出来ているかということも重要になります。

これからの保健事業は、事業主(教育委員会)と加入医療保険者(公立学校共済組合)との協働(コラボヘルス)で、保健事業が展開されます。



各公所におかれましては、『定期健康診断』の健診勧奨だけでなく、健診結果『要医療』・『要精密検査』対象者が、業務多忙等の理由で未受診となっていることが無いように、また、『特定保健指導』対象者が同様の理由で、保健指導を受けることが出来ないということが無いように、お互いに声をかけあい、どなたでも『受診しやすい』、『利用しやすい』職場の環境づくりが求められます。

特定保健指導については、今後訪問型特定保健指導も計画されております。1人でも、多くの方が特定保健指導を受けられるよう、願っております。



法律のことで、何か
困ったことがあったら…

生活相談をご利用ください！

相談者

秋田弁護士会法律相談センター弁護士

○相談申込○

相談利用者は、秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。

○相談当日○

下記の生活相談利用券を切り取って持参し、弁護士に提出する。
本人確認のため組合員証(または組合員被扶養者証)を弁護士に提示して相談する。

- ☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)
- ☆相談者の秘密は守られます(相談者の情報は、本人と弁護士のみ扱います)



困ったわ…

生活相談券
利用券

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL: 018-896-5599 ※予約専用

生活相談券
利用券

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL: 018-896-5599 ※予約専用

生活相談利用時に組合員証を掲示

今回の利用券発行は 11 月の
はぴいらいふ 161 号となります。

担当: 調整・企画班 018-860-5221